

企業結合規制の手續規定等に関する改正独占禁止法の関係政令・規則  
の制定及びガイドライン原案の公表について

平成10年6月18日  
公正取引委員会

本年5月29日に公布された企業結合規制の手續規定等に関する改正独占禁止法の施行に係る所要の法令の整備等の概要は次のとおりである。

- 1 独占禁止法施行令を6月19日の閣議へ付議する(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(別添1参照))。
  - (1) 株式所有報告書制度関係  
改正独占禁止法第10条第2項の株式所有報告書の提出義務が課せられる会社の総資産の総資産合計額(親子会社の総資産を加えた金額)を100億円とすること等を規定する。  
改正独占禁止法第10条第2項(第3項において準用する場合を含む。)の株式所有報告書の提出義務が生じる場合の株式所有割合を、10%、25%又は50%を超えるときとする。
  - (2) 合併届出制度関係  
改正独占禁止法第15条第2項(第3項において準用する場合を含む。)の合併に関する計画の届出義務が課せられる国内の会社の総資産合計額(外国会社にあつては、国内売上高)をいずれか一の会社について100億円、他のいずれか一の会社について10億円とする。
  - (3) 営業等の譲受け届出制度関係  
改正独占禁止法第16条第2項の営業又は営業上の固定資産の譲受けに関する計画の届出義務が課せられる会社の総資産合計額を100億円とすること等を規定する。
- 2 公正取引委員会規則を制定する。
  - (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則の一部を改正する規則」(別添2参照)  
株式所有報告書、合併に関する計画届出書、営業等の譲受けに関する計画届出書等の各様式の制定・改廃
  - (2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める規則」(別添3参照)  
改正独占禁止法附則第2条第2項に規定する株式所有報告書の様式の制定

3 「株式保有，合併等における『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（原案）（以下「ガイドライン原案」という。別添4参照）を作成し，関係各方面から広く意見を求めることとした。今後，寄せられた意見を参酌の上，改正独占禁止法の施行までに，ガイドラインを作成し，公表する予定である。

(1) ガイドライン原案のポイント

ア 改正独占禁止法の成立に伴い，現行の合併，株式保有等に関する事務処理基準における重点審査案件の選別基準が不要となるので，各事務処理基準を廃止するとともに，企業結合の実体規定に係る解釈を一体として示すこととし，新規にガイドラインを作成する。

イ 「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」場合の解釈をより明確化するために，具体的判断要素について，過去の事例なども示しながら解説し，また，原則として，問題とならない場合（ホワイトリスト）も示している。

(2) 意見提出期限 平成10年8月31日

(3) 意見提出先 公正取引委員会経済取引局企業結合課

住所：〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

FAX：03-3581-1945

意見は，原則として，書面にて提出してください。

4 説明会の開催

改正独占禁止法・ガイドライン原案の説明会を次のとおり開催する。

(1) 東京説明会

ア 日時 6月29日（月） 第1部 13：30～15：00

第2部 15：30～17：00

イ 場所 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

公正取引委員会事務総局 官房大会議室（11階）

ウ 申込先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課総括係

FAX：03-3581-1945（必ずFAXでお申し込みください。）

（問い合わせ先）電話：03-3581-3719（直通）

申込期限：6月24日（水）17：00

(2) 大阪説明会

ア 日時 6月30日（火） 第1部 13：30～15：00

第2部 15：30～17：00

イ 場所 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館

第1共用会議室（2階）

ウ 申込先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所経済課

FAX：06-943-7214（必ずFAXでお申し込みください。）

（問い合わせ先）電話：06-941-2174（直通）

申込期限：6月24日（水）17：00

(3) 申込上の注意事項

ア 上記両説明会ともに会場の収容人数に限りがあります。申込みの状況によっては受付を申込期限前に締め切らせていただく場合がありますので、お早めにお申し込みください。各会場第1部、第2部ともに先着90名とさせていただきます。

会社・団体等からの申込みは、1名に限らせていただきます。

イ FAXでの申込みの際、次の事項を必ず明記してください。

会社・団体等の名称、参加希望者の氏名（所属部署・役職を含む）、連絡先電話番号、第1部希望、第2部希望、又はいずれも可の別

《参照条文》

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第81号)による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(下線部分は、改正部分)

第十条 会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業以外の事業を営む会社であつて、その総資産の額(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。)が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社の総資産の額を合計した額(以下「総資産合計額」という。)が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式所有会社」という。)は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この項において「株式発行会社」という。)の株式を取得し、又は所有する場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。)において、株式発行会社の発行済の株式の総数に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式の数の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値(複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値)を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合は、この限りでない。

前項の規定は、株式所有会社が、他の外国会社であつてその国内の営業所(当該外国会社の子会社の営業所を含む。)の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高(以下「国内売上高」という。)が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるものの株式を取得し、又は所有する場合に準用する。

第十三条 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下この条において同じ。)は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

会社は、不公正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある他の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

第十四条 会社以外の者は、会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

第十五条 会社は、次の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一・二 (略)

一 国内の会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社（以下この条において「合併会社」という。）のうち、いずれか一の会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

二 合併会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

三 合併会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

一 前項の規定は、外国会社が合併をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「総資産合計額」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

一 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、合併をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

一 公正取引委員会は、第十七条の二の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が合併会社のうち少なくとも一の会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、これをしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二項（第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により届け出た合併に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合（当該期限から起算して一年以内に本文の審判開始決定をし、又は勧告する場合に限る。）

二 第二項の規定により届け出た合併に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならず、及び不公正な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の会社の営業の全部又は重要部分の譲受け

二 他の会社の営業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け

三 他の会社の営業の全部又は重要部分の賃借

四 他の会社の営業の全部又は重要部分についての経営の受任

五 他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約の締結

- 会社であつて、その会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（第四項において「譲受会社」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ営業又は営業上の固定資産（以下この条において「営業等」という。）の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。
  - 一 総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える他の国内の会社の営業の全部の譲受けをしようとする場合
  - 二 他の国内の会社の営業の重要部分又は営業上の固定資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしようとする場合であつて、当該譲受けの対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。
  - 一 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合
  - 二 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合
- 前二項の規定は、譲受会社が他の外国会社の営業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「総資産の額」とあり、同項第二号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。
- 前条第四項及び第五項の規定は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る営業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告について準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、同条第五項中「合併に」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けに」と、「合併会社のうち少なくとも一会社」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 81 号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、第十一条第一項及び第二項の改正規定、第十三条第三項及び第十四条第二項を削る改正規定、第六十七条第一項の改正規定（「第十四条第一項」を「第十四条」に改める部分に限る。）、第九十一条第五号、第九十一条の二第六号及び第七号並びに第九十五条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第二項に規定する株式に関する報告書については、なお従前の例による。

2 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十条第二項に規定する株式会社は、この法律の施行の際現に同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）であって、当該株式の数の当該株式発行会社の発行済の株式の総数に占める割合が、施行日を含む事業年度の開始の日以後施行日の前日までの間において、同項に規定する政令で定める数値を超えることとなったときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、施行日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

3 新法第十七条の二及び第八章第二節の規定は、前項の規定に違反する行為がある場合に準用する。この場合において、新法第十七条の二第一項、第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「第十条」とあるのは、「第十条、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十一号）附則第二条第二項」と読み替えるものとする。

別添 1

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条第二項及び第三項の政令で定める金額）</p>	
<p>第十三条 法第十条第二項の十億円を下回る ない範囲内において政令で定める金額は、一 十億円とする。</p>	
<p>2 法第十条第二項の十億円を下回らない範囲 内において政令で定める金額は、十億円とす る。</p>	
<p>3 法第十条第二項の十億円を下回らない範囲 内において政令で定める金額は、十億円とす る。</p>	
<p>4 法第十条第二項の政令で定める数値は、次 の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定め るものとする。</p>	
<p>Ⅰ 株式会社（法第十条第三項において 準用する場合にあつては、同項に規定する 外国会社）の発行済の株式の総数に占める 株式会社所有会社の当該取得し、又は所有する 株式の数の割合（次号及び第三号において 「株式会社所有割合」といふ。）が、百分の十 以上の値から増加して、百分の十を超える こととなり、かつ、百分の十五を超える こととならざる場合 百分の十</p>	
<p>Ⅱ 株式会社所有割合が、百分の十五以上の値 から増加して、百分の十五を超えること となり、かつ、百分の五十を超えることと ならざる場合 百分の十五</p>	
<p>Ⅲ 株式会社所有割合が、百分の五十以上の値か ら増加して、百分の五十を超えることとな</p>	

<p>る場合 百分の五十</p>	
<p>51 法第十条第三項の政令で定める金額は、十 億円とする。</p>	
<p>第十四条 (略)</p> <p>(法第十五条第二項の政令で定める金額)</p>	<p>第十三条 (略)</p>
<p>第十五条 法第十五条第二項(同条第三項にお いて準用する場合を含む。次項において同じ 。)の百億円を下回らない範囲内において政 令で定める金額は、百億円とする。</p>	
<p>21 法第十五条第二項の十億円を下回らない範 囲内において政令で定める金額は、十億円と する。</p> <p>(法第十六条第二項の政令で定める金額)</p>	
<p>第十六条 法第十六条第二項の百億円を下回ら ない範囲内において政令で定める金額は、百 億円とする。</p>	
<p>2 法第十六条第二項第一号(同条第四項にお いて準用する場合を含む。)の政令で定める 金額は、十億円とする。</p>	
<p>3 法第十六条第二項第二号(同条第四項にお いて準用する場合を含む。)の政令で定める 金額は、十億円とする。</p>	
<p>第十七条 (略)</p>	<p>第十四条 (略)</p>

別添2

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則案新旧対照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一条の四 法第九条第六項の規定により、持株会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の持株会社にあつては様式第一号による報告書、外国会社にあつては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（法第九条第七項関係）</p>	<p>第一条の四 法第九条第六項の規定により、持株会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の持株会社にあつては様式第一号（当該持株会社が法第十条第二項の規定による報告をすることとされている場合は、様式第二号）による報告書、外国会社にあつては様式第三号による報告書正副一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（法第九条第七項関係）</p>
<p>第一条の五 法第九条第七項の規定により持株会社が新たに設立された旨の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（法第九条の二第一項第七号関係）</p>	<p>第一条の五 法第九条第七項の規定により持株会社が新たに設立された旨の届出をしようとする者は、様式第四号による届出書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（法第九条の二第一項第七号関係）</p>
<p>第一条の六 法第九条の二第一項第七号の規定により共同出資会社の株式の取得又は所有についての認可を受けようとする者は、様式第四号による申請書の正本一通及び副本三通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第一条の六 法第九条の二第一項第七号の規定により共同出資会社の株式の取得又は所有についての認可を受けようとする者は、様式第五号による申請書の正本一通及び副本三通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p>

<p>(略)</p> <p>(法第九条の二第二項第十一号関係)</p> <p>第一条の七 法第九条の二第二項第十一号の規定により、やむを得ない事情による国内の会社の株式の取得又は所有についての承認を受けようとする者は、<u>株式第五号</u>による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(法第十条関係)</p> <p>第二条 法第十条第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により取得し、又は所有する株式に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては<u>株式第六号</u>による報告書、外国会社にあつては<u>株式第七号</u>による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、合併をすることにより、株式所有割合が法第十条第二項(第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める数値を超えることとなる場合において、<u>法第十五条第二項(第三項において準用する場合を含む。)</u>の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている合併に関する計画において当該株式に関する事項を記載したときは、その合併に関する計画を届け出ることをもつて当該株式に関する報告書の提出に代えることができる。</p> <p>前項の報告書には、報告書を提出する会社の最近一事業年度の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(法第九条の二第二項第十一号関係)</p> <p>第一条の七 法第九条の二第二項第十一号の規定により、やむを得ない事情による国内の会社の株式の取得又は所有についての承認を受けようとする者は、<u>株式第六号</u>による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(法第十条関係)</p> <p>第二条 法第十条第二項の規定により所有又は信託をしている株式に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては<u>株式第七号</u>(当該会社が法第九条第六項の規定による報告を行つこととされている場合は、<u>株式第一号</u>)による報告書、外国会社にあつては<u>株式第八号</u>(当該会社が法第九条第六項の規定による報告を行つこととされている場合は、<u>株式第三号</u>)による報告書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>前項の報告書の正本には、報告書を提出する会社の最近一事業年度の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。</p>
---	--

<p>(法第十一条第一項ただし書関係)</p> <p>第三条 法第十一条第一項ただし書の規定により国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次条において同じ。)を超えて所有することとなる場合における株式の取得又は所有についての認可を受けよつとする者は、<u>様式第八号</u>による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(法第十一条第一項ただし書関係)</p> <p>第三条 法第十一条第一項ただし書の規定により国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次条において同じ。)を超えて所有することとなる場合における株式の取得又は所有についての認可を受けよつとする者は、<u>様式第九号</u>による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(法第十一条第二項関係)</p> <p>第四条 法第十一条第二項の規定により、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有することとなつた日から一年を超えて当該株式を所有しよつとする場合における株式の所有についての認可を受けよつとする者は、<u>様式第九号</u>による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(法第十一条第二項関係)</p> <p>第四条 法第十一条第二項の規定により、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有することとなつた日から一年を超えて当該株式を所有しよつとする場合における株式の所有についての認可を受けよつとする者は、<u>様式第十号</u>による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(法第十五条関係)</p>	<p><del>第五条及び第六条 削除</del></p> <p>(法第十五条関係)</p>
<p>第五条 法第十五条第一項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により合併に關する計画を届け出よつとする者は、国内の会社にあつては<u>様式第十号</u>による届出書、外国会社にあつては<u>様式第十一号</u>による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第七条 法第十五条第一項の規定により合併についての届出をしよつとする者は、次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 次のいずれかに該当する合併 <u>様式第十二号</u></p>
	<p>イ 合併の各当事会社の総資産(合併の名</p>

<p>・ (略)</p> <p>(法第十六条関係)</p>	<p>当筆会社の発行済の株式の総数の四分の一以上を所有している国内の会社又は合併の名筆会社が発行済の株式の総数の四分の一以上を所有している国内の会社がある場合には、合併の筆筆会社の総資産に当該会社の総資産を加えたものをいふ。以下この語において同( )が巨額未満である場合の合併</p> <p>ロ 合併の筆筆会社のほか、一社の総資産が巨額以上であること、かつ、他の筆筆会社の総資産が十億円未満である場合の合併</p> <p>ハ 合併の筆筆会社のほか、一社が他の筆筆会社の設立時から当該会社の発行済の株式の総数又は出資の総額を所有している場合の合併</p> <p>ニ 専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行つた合併</p> <p>ホ 専ら株式会社がその発行している額面株式一株の金額を変更する目的で行つた合併</p> <p>二 前号に掲げる合併以外の合併 様式第十四号</p> <p>・ (略)</p> <p>(法第十六条関係)</p>
<p>第六条 法第十六条第一項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により営業又は営業上の固定資産の譲渡(以下「営業等の譲渡」といふ。)に関する計画を届け出たこととする者は、国内の会社から営業等の譲渡を受けることとする場合には様式第十二</p>	<p>第八条 法第十六条において準用する法第十五条第二項の規定により法第十六条各号の行態(以下「営業譲渡等」といふ。)に就いて届け出をしたこととする者は、次の各号に掲げる営業譲渡等の区分に依り、当該各号に掲げる</p>

<p>号による届出書（外国会社から営業帯の譲受けをしようとする場合にあつては様式第十三号による届出書）一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p>	<p>様式による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 次のいずれかに該当する営業譲渡等 様式第十五号</p> <p>イ 営業譲渡等の当事者会社の総資産（営業譲渡等の当事者会社の発行済の株式の総数の四分の一以上を所有している国内の会社又は営業譲渡等の当事者会社が発行済の株式の総数の四分の一以上を所有している国内の会社がある場合に、営業譲渡等の当事者会社の総資産に当該会社の総資産を加えたものをいふ。以下この号において同じ。）が百億円未満である場合の営業譲渡等</p> <p>ロ 営業譲渡等の当事者会社のつと、一社の総資産が百億円以上であつて、かつ、他の当事者会社の総資産が十億円未満である場合の営業譲渡等</p> <p>ハ 営業譲渡等の当事者会社のつと、一社が他の当事者会社の設立時から当該会社の発行済の株式の総数又は出資の総額を所有している場合の営業譲渡等</p> <p>ニ 専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行つた営業譲渡等</p> <p>ホ 専ら会社が自己の営業帯の一部を分離する目的でその発行済の株式の全部を取得して国内の会社を設立する場合における当該新設会社が行つた当該営業譲渡等</p> <p>二 前号に掲げる営業譲渡等以外の営業譲渡</p>
--	---

<p>前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(法第十五条及び法第十六条関係)</p>	<p>等 様式第十六号</p> <p>前項の届出書であつて法第十六条第五号の行為に関するものは、当事者の連名で提出しなければならない。</p> <p>第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(法第十五条及び法第十六条関係)</p>
<p>第七条 公正取引委員会は、前二条による届出書を受理したときは、届出会社に対し、様式第十四号又は様式第十五号による届出受理書を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>届出会社は、届出後合併又は営業等の譲受けの実行の日までに届出書類の記載事項に重要な変更があつた場合は、改めて第五条又は第六条の規定による届出書類を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>届出会社は、合併又は営業等の譲受けを履行したときは、様式第十六号又は様式第十七号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第九条 公正取引委員会は、前二条による届出書を受理したときは、届出会社に対し、様式第十七号又は様式第十八号による届出受理書を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>届出会社は、届出後合併の登記の日又は法第十六条各号の行為の実行の日までに届出書類の記載事項に重要な変更があつた場合は、改めて第七条又は第八条の規定による届出書類を公正取引委員会に提出しなければならない。</p> <p>届出会社は、合併の登記をし、又は法第十六条各号の行為を履行したときは、様式第十九号又は様式第二十号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。</p>
<p>第八条 公正取引委員会は、届出会社に対し、法第十五条第五項(法第十六条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。 )に規定する必要な報告、情報又は資料の提出(以下「報告等」といふ。)を求めるときは、届出会社に対し、様式第十八号又は様式第十九号による報告等要請書を交付するものとする。</p> <p>公正取引委員会は、届出会社から法第十五条第五項に規定する報告等を受理したときは、</p>	<p>様式第二十号又は様式第二十一号による報</p>



別添3

公正取引委員会規則第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十一号）附則第二条第二項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める規則を次のように定める。

平成十年六月 日

公正取引委員会委員長 根来 泰周

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十一号）附則第二条第二項の規定により所有又は信託をしている株式に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第一号による報告書一通、外国会社にあつては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成十一年一月一日から施行する。

様式第一号 （略）

様式第二号 （略）

別添 4

株式保有，合併等における「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」の考え方（原案）

はじめに	2	れた例	
第1 競争への影響をみるべき企業結合	3	(2) 市場の状況	14
1 株式保有	3	ア 競争者の数及び集中度	
2 役員の兼任	4	イ 参入	
3 合併	6	ウ 輸入	
4 営業譲受け等	6	エ 取引関係に基づく閉鎖性・排他性	
第2 「一定の取引分野」	7	(3) その他	16
1 一定の取引分野の画定の基本的考え方	7	ア 総合的事業能力等	
2 商品又は役務	7	イ 隣接市場からの競争圧力	
3 取引の地域（地理的範囲）	9	ウ 効率性	
4 その他	10	3 共同出資会社の場合	17
第3 「競争を実質的に制限することとなる場合」	11	(1) 出資会社相互間の関係	17
1 「競争を実質的に制限することとなる」の解釈	11	(2) 契約内容	18
(1) 「競争を実質的に制限する」の考え方	11	(3) 出資会社の業務と共同出資会社の業務との関係	18
(2) 「こととなる」の考え方	12	第4 事前相談について	19
2 具体的判断要素	12	参考 企業結合の審査フローチャート	20
(1) 当事会社の地位	12		
ア 市場シェア			
イ 順位			
ウ 当事会社間の従来競争の状況			
(参考1) 競争を実質的に制限することとならない場合			
(参考2) 競争を実質的に制限することとなるおそれがあるとさ			

株式保有，合併等に係る「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」の考え方（原案）

平成 10 年 6 月 18 日  
公正取引委員会

はじめに

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）。以下「法」という。）第 4 章では，会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）の取得若しくは所有（以下「保有」という。）（法第 10 条），役員兼任（法第 13 条），会社以外の者の株式の保有（法第 14 条）又は会社の合併（法第 15 条）若しくは営業譲受け等（法第 16 条）（以下これらを「企業結合」という。）が，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による企業結合が行われる場合を禁止している。禁止される企業結合については，法第 17 条の 2 の規定に基づき，排除措置が講じられることになる。

公正取引委員会としては，法第 4 章において，どのような企業結合が，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて，具体的な企業結合の例を挙げながら明らかにすることによって，公正取引委員会の法運用に関する事業者の予測可能性を高め，運用の透明性を確保するべく「株式保有，合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（以下「本考え方」という。）を策定することとした。

本考え方においては，これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき，まず，第 1 では，競争への影響をみるべき企業結合の類型を示している。次に，第 2 では一定の取引分野の画定について，第 3 では競争を実質的に制限することとなる場合について，具体例を挙げながら考え方を示している。ただし，具体例は，本考え方の記述についての具体的な理解を助けるために，これまで事前相談又は届出があった主要な企業結合行為を例示として挙げたものであり，そこに示されている公正取引委員会の判断は，その時点において当該企業結合行為について示されたものであって，当事会社などから提出された限られた情報・資料を基に判断されたものも存在する。本考え方に示されていないものを含め，具体的な企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかについては，法の規定に照らして，個々の事案ごとに判断されることになる。

今後，公正取引委員会は，株式保有，合併等について，報告・届出の対象とならならないとにかかわらず，本考え方に基づき判断することとする。

なお，本考え方の策定に伴い，「会社の株式所有の審査に関する事務処理基準」（昭和 56 年 9 月 11 日公正取引委員会事務局），「会社の合併等の審査に関する事務処理基準」（昭和 55 年 7 月 15 日公正取引委員会事務局）及び「小売業における合併等の審査に関する考え方」（昭和 56 年 7 月 24 日公正取引委員会事務局）は，廃止する。

## 第 1 競争への影響をみるべき企業結合

法第 4 章においては，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合の企業結合を禁止している。これは，複数の企業が株式保有，合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（以下「結合関係」という。）が形成・維持・

強化されることにより、市場における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目して規制しようとするものである。したがって、複数の企業間で株式保有又は役員兼任が行われても当該複数の企業が引き続き独立の競争単位として事業活動を行うとみられる場合、従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したに過ぎない場合などについては、市場における競争への影響はほとんどなく、禁止の対象となることはまず想定し難い。

以下では、どのような場合が競争への影響をみるべき企業結合であるのかを各行為類型ごとに明らかにする。

## 1 株式保有

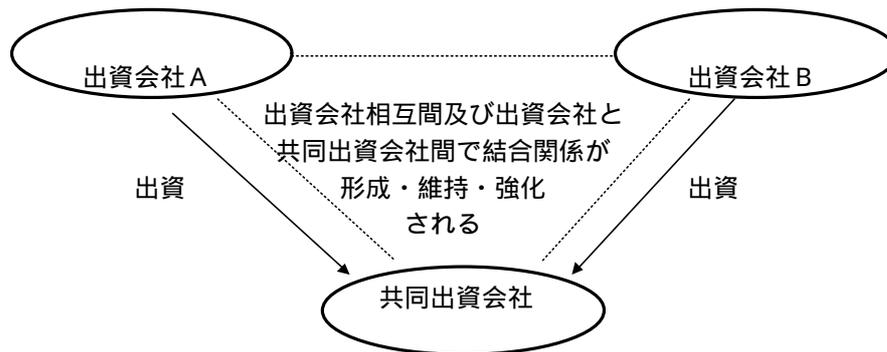
### (1) 会社の株式保有

会社が他の会社の株式を保有することにより、株式を所有する会社（以下「株式所有会社」という。）と株式を所有される会社（以下「株式発行会社」という。）との間に結合関係が形成・維持・強化されるのは、次のような場合である。

ア 株式所有比率（株式発行会社の発行済株式の総数に占める株式所有会社の所有株式数の割合をいう。以下同じ。）が50%を超える場合。ただし、株式所有会社が自己の現に行う業務の一部を分離して会社を設立する場合であって、その発行済株式の全部を設立と同時に取得する場合は除く。

イ 株式所有比率が25%を超え、かつ、株式所有会社が単独筆頭株主の場合

ウ 共同出資会社（2以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により共同で設立し、又は取得した会社をいう。以下同じ。）の場合（この場合には、共同出資している株式所有会社相互間には、直接の株式所有関係はなくとも、共同出資会社を通じて間接的に結合関係が形成・維持・強化されることとなる。また、共同出資会社の設立に当たり株式所有会社同士の事業活動が共同化する場合には、そのこと自体競争に影響を及ぼすことにも着目する（後述）。）



エ 上記以外の場合で、株式所有比率が10%を超えるときは、次に掲げる事項を考慮して結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断する。

(ア) 株式所有比率の程度

(イ) 株主の順位，株主間の株式所有比率の格差，株主の分散の状況その他株主相互間の関係

(ロ) 株式発行会社が株式所有会社の株式を所有しているかなどの当事会社相互間の関係

(ハ) 一方の当事会社の役員又は従業員が，他の当事会社の役員となっているか否かの関係

(ニ) 当事会社間の取引関係（融資関係を含む。）

(ホ) 当事会社間の業務提携，技術援助その他の契約，協定等の関係

(ヘ) 当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた上記(ア)～(カ)の事項

(2) 会社以外の者の株式保有

「会社以外の者」とは、商法等で規定される株式会社，相互会社，有限会社，合名会社，合資会社又は外国会社以外の者をいい，事業者であるか否かを問わない。具体的には，財団法人，社団法人，特殊法人，地方公共団体，金庫，組合，個人等株式を保有し得るすべての者が含まれる。

会社以外の者の株式保有の場合についても，(1)に準じて判断することとなる。この場合は，株式所有者と株式発行会社との間及び株式所有者と結合関係にある株式発行会社相互間に結合関係が形成・維持・強化されることとなる。

(3) 結合関係の範囲

上記株式保有により当事会社（者）間に結合関係が形成・維持・強化される場合には，各当事会社（者）と既に結合関係が形成されている会社（者）を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。

## 2 役員の兼任

(1) 役員の種類

「役員」とは，法第2条第3項において「理事，取締役，業務を執行する無限責任社員，監事若しくはこれらに準ずる者，支配人若しくは支店の営業の主任者をいう」と定義されている。すなわち，株式会社・有限会社・相互会社の取締役・監査役，合名会社・合資会社の業務を執行する無限責任社員，商法上の支配人（商法第33条及び第41条），商法で支配人と同じ権限を有するとみなされる商業使用人（例えば，本店総支配人，支店長）等である。

「これらに準ずる者」とは、取締役、監査役等に当たらなくても、相談役、顧問、参与等の名称で、事実上役員会に出席するなど会社の経営に実際に参画している者をいう。

部長、課長、係長、主任等の名称を有するだけの者は、従業員であって役員ではない。

「従業員」とは、法第13条第1項かっこ書に「継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者」とあり、臨時雇は含まれないが、出向者については従業員に含める。

なお、会社の従業員が退職手続を経て他の会社の役員に就任する場合は、兼任規制の対象とはならない。

#### (2) 役員兼任による結合関係

会社の役員又は従業員が他の1の会社の役員を兼任することにより、兼任当事会社間で結合関係が形成・維持・強化されるのは、次の場合である。

ア 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が過半である場合

イ 代表権のある者による兼任がある場合

ウ 上記以外の場合は、次に掲げる事項を考慮して判断する。

(ア) 常勤取締役による兼任か否か

(イ) 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合

(ウ) 兼任当事会社間の株式所有状況

(エ) 兼任当事会社間の取引関係(融資関係を含む。)、業務提携等の関係

ただし、次の場合は、原則として結合関係が形成・維持・強化されることはない。

a 代表権のない者のみによる兼任であって、兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が10%以下である場合

b 株式所有比率が10%以下の会社間における常勤取締役でない者のみによる兼任であって、兼任当事会社のいずれにおいても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が25%以下である場合

#### (3) 結合関係の範囲

上記役員兼任により兼任当事会社間に結合関係が形成・維持・強化される場合には、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。

### 3 合併

(1) 合併の場合には、複数の会社が一つの法人として一体となるので、当事会社間で最も強固な結合関係が形成されることとなる。したがって、株式保有や役員兼任を通じて一定の結合関係(例えば、株式所有比率25%、株主順位2位の場合)がありながら、競争への影響をみる上では、結合関係がそれほど強くないことから問題ないとされた場合でも、合併により結合関係が強まり、問題とされる場合もあり得る。

(2) ただし、次のような場合は、新規に結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、競争への影響をみるべき企業結合に当たらない。

ア 親子・兄弟会社(50%超の株式保有関係にある場合であって、他の株主構成及び出資比率が同一である場合に限る。)間の合併

イ 専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、株式会社の組織を有限会社に変更し、合名会社の組織を合資会社の組織に変更し、又は合資会社の組織を合名会社に変更する目的で行う合併（100%の出資関係にある会社間又は出資者構成及び出資比率が同一の場合であって、存続する会社が営業を行っていない場合に限る。）

ウ 専ら株式会社がその発行している額面株式一株の金額を変更する目的で行う合併（100%の出資関係にある会社間又は出資者構成及び出資比率が同一の場合であって、存続する会社が営業を行っていない場合に限る。）

#### 4 営業譲受け等

(1) 営業の全部の譲受けは、譲渡会社の事業活動が譲受会社と一体化するという意味では、競争に与える影響は合併に類似するものであるが、譲受け後は譲渡会社と譲受会社との間につながりはないので、譲受対象部分が譲受会社に新たに加わる点に着目すれば足りる。営業の一部の譲受け及び営業上の固定資産の譲受けについても、同様である。

なお、譲受対象部分に関しては、譲受会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化されることとなる。

(2) 営業の重要部分及び営業上の固定資産の重要部分の譲受けにおける「重要部分」とは、譲受会社にとっての重要部分ではなく譲渡会社にとっての重要部分を意味し、当該譲渡部分が一つの経営単位として機能し得るような形態を備え、譲渡会社の営業の実態からみて客観的に価値を有していると認められる場合に限られる。

(3) 次のような場合は、新規に結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、競争への影響をみるべき企業結合に当たらない。

ア 親子・兄弟会社（50%超の株式保有関係にある場合であって、他の株主構成及び出資比率が同一である場合に限る。）間の営業又は営業上の固定資産の譲受け（以下「営業等の譲受け」という。）の場合

イ 100%出資による分社化のために行われる営業等の譲受けの場合

(4) 営業の賃借（賃借人が賃借した営業を自己の名及び自己の計算において経営し、賃借人に賃借料を支払う賃貸借契約の履行として行われる行為をいう。）、営業についての経営の受任（会社が他の会社にその経営を委託する契約の履行として行われる行為をいう。）及び営業上の損益全部を共通にする契約の締結（2社以上の会社間において、一定の期間内の営業上の損益全部を共通にすることを約定する契約の締結をいう。）についても、営業等の譲受けに準じて取り扱うこととする。

なお、これらの契約の内容いかんによっては、(1)で述べるところと異なり、両当事会社と既に結合関係にある会社すべての間に結合関係が形成・維持・強化される場合があり得る。

#### 第2 「一定の取引分野」

「一定の取引分野」とは、いわゆる市場を意味するものであり、第1でみた企業結合により結合関係が形成・維持・強化されたすべての会社（以下「当事会社グループ」という。）の事業活動の及ぶ市場を画定し、それらについて、第3の考え方に従い、当該企業結合の市場における競争に与える影響を判断する。

以下では、一定の取引分野の画定に当たっての判断基準を明らかにする。

##### 1 一定の取引分野の画定の基本的考え方

一定の取引分野は、取引対象商品又は役務、取引の地域（地理的範囲）、取引段階、特定の取引の相手方等の観点から画定されるので、まず、当事会社グループが行っている事業すべてについて、取引対象商品及び役務を列挙し、その一つ一つについてさらに地理的範囲等を画定していく。

この場合において、当事会社グループの取引の相手方の範囲と、当該取引の相手方に対する取引について競合し得る事業者の範囲が、商品・役務、地理的範囲等の画定の基準となる。

また、一定の取引分野は、取引実態に応じ、ある商品範囲（又は地理的範囲等）について成立すると同時に、それより広い（又は狭い）商品範囲（又は地理的範囲等）についても成立するというように、重層的に成立することがある。

## 2 商品又は役務

商品又は役務に係る一定の取引分野は、取引対象商品又は役務と機能及び効用が同種である商品又は役務ごとに画定される。

当事会社グループが商品の供給側である場合は、当該商品を購入するユーザーにとって、機能・効用が同種であるか否か、同じ用途に用いる商品にはどのようなものがあるかにより判断する。その際のユーザーとは、当事会社グループの事業活動の対象となる取引先であって、生産財のメーカーであれば当該商品を加工して次の商品の製造等を行う者、消費財のメーカーであれば一般消費者、流通業者であれば次の流通段階にある者がこれに当たる。

また、供給に要する設備等に相違があるか否かを勘案して判断する場合もある。

一定の取引分野が成立する商品又は役務について過去の主要な企業結合事案から例を挙げると、次のとおりである。

### 例1 特殊鋼鋼材

特殊鋼鋼材は、各鋼種ごとに、強度、弾性、耐腐食性、耐熱性、被削性等の特徴を有し、主たる用途に差異がみられ、ユーザーも異なること、また、各形状によって用途・ユーザーが異なり各形状間の互換性がないこと、形状に即した圧延設備が必要であることから、特殊鋼鋼材の鋼種及び形状によって個別に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成5年度）。

### 例2 直鎖状低密度ポリエチレン

低密度ポリエチレン（以下「LDPE」という。）は、石油から精製されるナフサを分解して生産されるエチレンを重合して製造される。直鎖状低密度ポリエチレン（以下「L-LDPE」という。）は、従来のLDPEの基本的な特性である高周波絶縁性、成形加工性、耐薬品性、弾性等の特性に衝撃強度性、耐ストレスクラッキング性（長期間外部環境にさらしても劣化が起こりにくい性質）、耐熱性等の特性を付加・強化したものである。両者は、基本的な特性が共通していること、また、食品包装材、ゴミ袋等のフィルムとして使用されるなど用途が共通していることから、L-LDPEを含めたLDPEの製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した。ただし、L-LDPEは特性、用途についてLDPEと若干異なるところがあることから、L-LDPEのみの製造・販売分野にも「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成8年度）。

### 例3 総合小売量販店

総合小売量販店同士の合併において、一次的には量販店市場を一定の取引分野とみるが、地域によっては百貨店と直接競争関係にある場合もあることから、そのよ

うな地域においては、量販店に百貨店を含めた市場に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成5年度）。

#### 例4 紙

製紙業全体で「一定の取引分野」をみるとともに、個別品種についても、例えば、キャストコート紙については、それ以外の品種と製造設備が異なり、価格差が大きいこと、アート紙及びコート紙については、品質面において差異があり、用途が異なる等ユーザー側において機能及び効用をそれぞれ区分して認識している実態にあること、少なからず価格差があること、供給面での品種間の流動性が乏しいとみられることから、キャストコート紙、アート紙及びコート紙のそれぞれに「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成5年度）。

#### 例5 PHSと携帯電話

PHSと携帯電話とは、基本料、通信料、端末価格に大きな差があるが、高速移動中の使用可能性、利用地域の広狭を除くと基本的に機能は同一である。また、将来的にみると、携帯電話の基本料・通話料については、現在、基地局設置コストが下がる傾向にあり、これにより、PHSの料金水準に近づく可能性があること、携帯電話の端末価格については、価格低下の傾向がみられること、PHSの利用可能地域については、当初は限定されているものの、その後エリアが拡大し携帯電話のエリアに接近していくと見込まれること等から、携帯電話とPHSとの区別は薄れるとみられている。これらのことから、携帯電話及びPHSのサービス分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成6年度）。

### 3 取引の地域（地理的範囲）

一定の取引分野の地理的範囲は、上記2により画定された商品・役務について、当事会社グループとその取引の相手方の事業活動の実態に即して画定される。

その際、商品の特性（商品の鮮度、破損性、輸送の困難性等）、輸送手段とその費用との関係等、供給側であれば生産能力、販売網等の事業区域、需要側であれば買い回る範囲（消費者の購買行動等）等が考慮される。

当事会社の事業区域が国外に及んでいる場合であっても、独占禁止法により保護すべき競争は日本国内における競争であると考えられるので、国内の取引先の事業活動の範囲を中心としてみることとなる。

したがって、当事会社グループが商品の供給側であれば、通常、輸出先を含めた取引分野を画定することはなく（日本からの輸出取引に係る一定の取引分野がそれ自体で成立することはあり得る。）、逆に国内ユーザー向けの輸入があればそれを含めて画定されることとなる。

#### 例1 生コンクリート

生コンクリートの製造・販売に関しては、練り混ぜを開始してから1時間半以内に打設を行わなければならないという商品の性格上、運送時間が制約され、時間・距離によりユーザー（工事業者）群と供給者群の範囲が画定される。この範囲に対応して、生コンクリート製造業者の協同組合が組織されていることから、協同組合の地区内における生コンクリートの製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成7年度）。

#### 例2 セメント

当事会社を含む大手メーカー5社は、全国的に事業展開しており、これらメーカーは独自に、又は共同販売会社を通じて全国的にセメントを販売しているので、本

件合併により影響を受ける地域は全国となる。他方、セメントは重量物であり、販売価格に占める輸送コストの比率が高いため、一般的に、各メーカーの物流体制や営業体制は北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の各ブロックを管轄地域とする支店を単位として運営されていることから、全国及び各ブロックにおけるセメントの販売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成6年度）。

#### 例3 卸売市場の卸売会社

花きの地方卸売市場を開設している5社が、新設の中央卸売市場に入場するに当たり2社に統合しようとする場合において、5社に登録している小売買参人の78.1%が20km圏内に分布していること等から、新市場を中心とする20km圏内における花き卸売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した（平成8年度）。

#### 例4 小売量販店

全国量販店と地域量販店の合併において、福岡市における大規模小売店は、行政区画とは無関係に同市の中心部に集中しており、また、当事会社の顧客の来店範囲も福岡市のほぼ全域及びその周辺の市町となっていることから、福岡市全体で「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成5年度）。

### 4 その他

取引段階、特定の取引の相手方等その他の要素についても、上記と同様、当事会社グループとその取引の相手方との取引実態に応じて一定の取引分野が画定される。

#### 例1 消費財メーカー

自動車メーカーが他の自動車メーカーの株式を取得する場合において、国内自動車メーカーは、自社の自動車を販売するための販売チャネルを構築しており、当事会社は最終ユーザーに向けて商品開発や宣伝を行っている実態を捉え、自動車の製造・販売分野（メーカーから流通業者を経由してユーザーまで）に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成7年度）。

#### 例2 販社

特定のメーカーのトイレットリー製品の販売会社間の合併において、直接小売店に販売する直売ルートと、代行店（いわゆる二次卸売店）等に販売する卸売店ルートがあるが、大部分が直売ルートで販売していること、代行店等は小売店向けの販売において販社と競争関係に立つことから、全メーカーのトイレットリー製品の小売店向け販売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した（昭和62年度）。

#### 例3 医薬品卸売業

医薬品卸売業者間の合併において、一般用医薬品については、卸売業者を経由する場合が多いものの、一部直販メーカー（直接小売店に販売するメーカー）が存在することから、一次的には卸売業者の小売業者向け販売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断し、加えて直販メーカーを含めた小売業者向け販売分野についても「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成9年度）。

#### 例4 卸売市場の卸売会社

花きの地方卸売市場を開設している2社が共同出資会社を設立し、共同出資会社が2社から営業譲受けをしようとする場合において、2社に登録している小売買参人が近隣の生産者、他市場の仲卸業者等から直接仕入れを行っている実態にかんがみ、これら取引を含め、当事会社の小売買参人向けの花き卸売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成8年度）。

#### 例5 特定のユーザーの存在

X製品製造・販売業者が、A用途の共同販売会社を設立する場合において、X製品は、その組成・製造工程等により、用途別に区別することは不可能であるが、A用途は全国のユーザーを顧客とするのに対し、B用途及びC用途のユーザーは、販売する際の登録によって限定され、B用途及びC用途をA用途に転用すること又はその逆の転用はあり得ないこと、本件の新会社の取扱商品は、A用途に限定されること等から、A用途、B用途及びC用途のそれぞれに「一定の取引分野」が成立すると判断した（平成7年度）。

### 第3 「競争を実質的に制限することとなる場合」

以下では、まず、競争を実質的に制限することの概念について、判例を用いて解説し、次に、具体的判断要素を列挙する。これら判断要素を総合的に勘案して、第2で画定したそれぞれの一定の取引分野ごとに当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるかどうかを判断する。

#### 1 「競争を実質的に制限することとなる」の解釈

##### (1) 「競争を実質的に制限する」の考え方

判例（東宝株式会社ほか1名に対する件（昭和28年12月7日東京高等裁判所判決））では、「競争を実質的に制限する」について、次のような考え方が示されている。

ア 株式会社新東宝（以下「新東宝」という。）は、自社の制作する映画の配給について自ら行うこともできたが、東宝株式会社（以下「東宝」という。）との協定により、当該配給をすべて東宝に委託することとし、自らは、映画の制作のみを行っていた。新東宝は、当該協定失効後も引き続き当該協定の内容を実行していたが、昭和24年11月に、右協定の失効を理由として、新東宝の制作した映画は自らこれを配給する旨を言明したことから、東宝との間に紛争が生じた。この紛争の中で、右の協定が独占禁止法違反であるとして、公正取引委員会による審判が開始され、公正取引委員会は、昭和26年6月5日の審決において、東宝と新東宝との協定は、法第3条（不当取引制限）及び第4条第1項第3号（注）の規定に違反すると認定した。

（注） 法第4条第1項（現行法では、この規定は存在しない。）

事業者は、共同して左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

第3号 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

イ 被審人東宝の審決取消しの訴えに対して、東京高等裁判所は、競争の実質的制限に関し、「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」と判示した。

##### (2) 「こととなる」の考え方

法第4章の各規定では、法第3条又は法第8条の規定と異なり、一定の取引分野における競争を実質的に制限する「こととなる」場合の企業結合を禁止している。この「こととなる」とは、企業結合により、競争の実質的制限が必然ではないが容易に現出し得る状況がもたらされることで足りるとする蓋然性を意味するものである。したがって、法第4章では、企業結合により市場構造が非競争的に変化して、当事会社がある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右できる状態

が容易に現出し得るとみられる場合には、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなり、禁止される。

## 2 具体的判断要素

### (1) 当事会社の地位

#### ア 市場シェア

(ア) 市場シェアは、当該会社の市場における地位を示す基本的な指標である。企業結合の当事会社の市場シェアが大きい場合、企業結合によるその変化の度合いが大きい場合、又は競争者の市場シェアとの格差が大きい場合には、それだけ当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。

なお、この市場シェアは、当事会社グループの各社の市場シェアを合計したものにより判断する。

(イ) 当事会社グループが商品の製造販売業である場合は、市場シェアは、一定の取引分野における販売数量(当該商品につき、かなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が安定していると認められる場合など、数量によることが適当でない場合には、販売金額による。)のシェアによる。

(ロ) 当事会社グループの生産能力シェア、輸出比率又は自己消費のウェイトについても、需要に対応して当事会社が余剰生産能力、輸出分又は自己消費分を直ちに国内市場における販売に回し、その市場シェアを拡大することができると思われる場合があるので、必要に応じてこれらの点も考慮に入れる。

(ハ) 企業結合による市場シェアの変化の算定に当たっては、基本的に当事会社グループの直近の市場シェアを合算する。その際、最近の売上高の動向、ユーザーの選好の変化などにより当該企業結合後にシェアの大きな変動が見込まれる場合は、その点も加味して競争に与える影響を判断する。

#### イ 順位

当事会社グループの市場シェアの順位が高い場合及び企業結合によるその上昇の度合いが大きい場合は、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。

#### ウ 当事会社間の従来競争の状況

従来、当事会社間の競争が活発に行われてきたことが、市場全体の価格引下げや品質・品揃えの向上などにつながってきたと認められる場合には、当事会社グループの市場シェアやその順位が高くなかったとしても、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。

#### (参考1) 競争を実質的に制限することとならない場合

次の場合は、競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない。

1

輸入を含め参入が容易であり、寡占的でない(後述)一定の取引分野において、当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、順位が第2位以下である場合(上記ウの状況に該当する場合を除く。)

2

当該企業結合によって、当事会社グループの地位や競争者の数に変動がなく、市場の閉鎖性・排他性、総合的事業能力等(いずれも後述)の問題も生じない場合

#### (参考2) 競争を実質的に制限することとなるおそれがあるとされた例

例1

企業結合の一方の当事会社のシェアが 47.6%と圧倒的に高い上に合併によるシェアの増加分も大きく(13.2%)、第2位のメーカーのシェアは、合併新会社の3分の1程度に過ぎず、その格差が大きい場合(平成5年度)

例2

企業結合後の生産シェアが33.4%・第1位となるとともに合併によるシェアの増加分も大きく(10.2%)、上位3社の集中度が66.3%となる場合(平成8年度)

例3

企業結合後の新会社の販売数量シェアが大幅に上昇して50%弱となり、さらに、生産能力シェアでみると、50%を大幅に上回り、競争会社が他に1社となる場合(平成8年度)

(2) 市場の状況

ア 競争者の数及び集中度

一定の取引分野における競争者の数が少ない場合には、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。

特に、競争者の数が減少して、いわゆる寡占的な市場(上位3社累積シェアが70%を超える場合等)に変化する場合には、競争者間において協調的行為が行われやすくなることも考慮する。

他方、企業結合後の当事会社グループと同等以上の市場シェアを有する競争者がある場合には、当事会社の市場支配力の発揮を妨げる牽制力となることも考えられる。

有力な競争者の存在が牽制力となるか協調要因となるかについては、当該一定の取引分野における過去の競争の状況、特に市場シェアや価格の変動状況を参照して検討を行う。

イ 参入

一定の取引分野における法制度上での参入規制の有無、参入に必要な最少資金規模、立地条件、技術条件、原材料調達条件、販売面の条件、製品差別化の状況等実態面での参入障壁の有無をみるほか、生産設備に重要な変更を加えることなく当該商品を生産し得る事業者の有無、外国事業者の国内市場への参入の蓋然性についても考慮する。

参入障壁の程度については、例えば、競争者の交替や数の増減などの変動の状況、上位3社累積シェアの変動傾向等の点も考慮して判断する。

当該企業結合の当事会社の一方が他方の当事会社の属する市場における潜在的な競争者である場合には、当該企業結合によって一方の当事会社の新規参入の可能性を消滅させることになることも考慮する。

例

機械構造用炭素鋼については、構造用合金鋼との間で、鋼種は異なるが主たる用途が類似していること等から部分的には代替関係にあり、また、生産面からみれば同一の設備で生産することが可能であることから、それぞれの取引分野間の参入障壁は高くないとみることができる(平成5年度)。

ウ 輸入

輸入量の推移、価格・品質等の面における輸入品の競争力の程度、海外における有力な事業者等の存在による輸入の蓋然性、輸出国の需給バランス等輸入に係

る状況を総合的にみるものであり、輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が市場シェアの上昇等をもたらすものであっても、競争制限のおそれは小さいものとなる。

例 石油化学製品

フェノールについては、メーカーによる品質の差がなく、ユーザーの使い慣れ等の問題もないこと、ロット・荷姿・運搬・保管の面で問題が少なく、主なユーザーに輸入の経験があることから、ユーザーは容易に輸入を増やすことができると考えられ、また、輸入価格、輸出価格及び国内価格がほぼ同水準で推移しており、国内市場及び海外市場共通の価格形成が行われているとみられることから、合併後の当事会社の販売シェアが高くて（57.3%・第1位）、国内市場における価格や数量をコントロールする力はないとみられる。

フェノールの輸入比率は平成7年で1.7%に過ぎないが、国内生産能力が低かった時期には輸入比率は現在よりも高かったことを考慮すると、輸入比率の低さは、国内価格が海外価格とほぼ同水準であり、かつ、現在は国内メーカーの供給余力があるため、あえて輸入するまでもないことによるものとみられる。また、大手ユーザーの中には、国内メーカーとの価格交渉を有利に行うこと等の目的から、輸入価格の方がある程度高くても輸入を継続する方針を採っているものもみられた（平成9年度）。

エ 取引関係に基づく閉鎖性・排他性

取引関係にある会社間の企業結合が行われた結果、当事会社の競争者が有力な販売先若しくは購入先を奪われ、又はそれらとの取引の機会を奪われることとなる場合は、当該企業結合が当事会社が属するそれぞれの一定の取引分野における競争に影響を及ぼす。

例えば、設備機器製造業者とそのユーザー会社間の企業結合にあつては、当該ユーザー会社に設備機器を販売していた他の設備機器製造業者が販売先との取引の機会、当該設備機器製造業者から購入していた他のユーザー会社が購入先との取引の機会、又は今まで取引のなかった設備機器製造業者やユーザー会社がそれらとの取引の機会を奪われることとなる。すなわち、当該企業結合を契機として、当該企業結合の当事会社間の取引部分について当該市場は事実上閉鎖されることとなるので、当事会社の競争者は販売先や購入先を見つけることが困難になり、その時点において取引関係にない競争者は取引の機会を奪われることにもなりかねない。この場合、当事会社の市場シェア及び総合的事業能力(2(3)ア参照)が大きいほど当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。

また、有力なメーカーと有力な流通業者との垂直的な企業結合が行われる場合には、他のメーカーが新規参入するに当たって、自身で流通網を整備しない限り参入が困難となることがあり得る。

なお、当該企業結合後も競争者と取引を継続する場合において、結合前と比較して競争者が取引上不利に取り扱われることにより、実効性のある競争が期待できなくなることもあり得る。

(3) その他

ア 総合的事業能力等

当該企業結合後の当事会社グループの市場シェアのほか、原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の当事会社グループの総合的な

事業能力の変化をみるものである。例えば、当該企業結合後の当事会社グループの原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の事業能力が増大し、企業結合後の会社の競争力が著しく高まるような場合には、それによって競争者が競争的な行動をとることが困難になるおそれがある。

例

石油化学品メーカーと総合化学品メーカーの合併において、当事会社の相互に関連性のある品目が集積することによって石油化学工業における当事会社の総合的事業能力が拡大し、石油化学製品それぞれにおける競争に影響を及ぼすことが懸念された（平成9年度）。

なお、当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって、近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合には、一般に、独占禁止法上問題になるおそれは小さいと考えられる。

例

会社更生法の適用を受けている同業の会社の更生計画に関し、自社の役員が管財人に選任されたことから、同社の再建を全面的に支援することとし、同社の発行する株式の70%を取得するものであり、同社を支援できる企業が他に見当たらないことも考慮され、独占禁止法上問題となるおそれは小さいとされた（昭和63年度）。

#### イ 隣接市場からの競争圧力

当該一定の取引分野に関連する市場、例えば、地理的に隣接する市場、当該商品を加工したものや次の取引段階の市場、当該商品と類似の機能を有する代替品の市場における競争の状況についても考慮の対象となる。例えば、隣接市場において十分活発な競争が行われている場合には、当該一定の取引分野における競争を促す要素として評価し得る。

##### (ア) 当該市場に地理的に隣接する市場の状況

地理的に限られた市場の場合であって、それに隣接して同一の商品が供給されている別の地理的市場が存在するときには、その近接度、物流手段、交通手段、当該市場の事業者の規模等により、当該隣接市場における競争が一定の牽制力となる場合があり得る。

##### (イ) 次の取引段階

一定の取引分野の次の取引段階の市場において行われている競争の状況により、当該市場が取引関係を通じて当該一定の取引分野における競争を促進するものとして評価される場合があり得る。

例

セメントの需要の約7割を占める生コンクリートの製造販売業においては、生コンクリートメーカーは全国各地において協同組合を組織しており、その多くにおいて共同販売事業が行われているので、生コンクリート市場における競争がセメント市場における競争を促すという関係にあるとは言えないと判断された（平成10年度）。

##### (ウ) 代替品

当該商品と機能・効用は類似しているが、別の市場を構成している代替品の市場が存在する場合には、販売網、需要者、価格等の面からみた代替性の程度により、当該一定の取引分野における競争に影響を及ぼすことがあり得る。

例

反応染料は、主にセルロース繊維用染料として用いられているところ、直接染料を始めとする他のセルロース繊維用染料の品質の向上及び価格、作業の簡便性、堅牢度等の点からみて、反応染料と他のセルロース繊維用染料との間に代替関係がみられるようになっており、両者を合わせてみると、当事会社の販売シェアは低下することを考慮事項とした（平成7年度）。

ウ 効率性

当該企業結合による規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減及び研究開発の効率化等の効率性の改善が競争に及ぼす影響の程度をみるものである。効率性の改善が競争を促進する方向に作用すると認められる場合（例えば、下位企業が合併によりコスト競争力や資金調達力などを高め、それが製品価格の引下げや品質の向上などにつながり、上位企業との競争が促進されるとみられる場合）に、これを考慮する。

### 3 共同出資会社の場合

#### (1) 出資会社相互間の関係

共同出資会社に出資している出資会社相互間には、直接の株式所有関係はなくても、共同出資会社を通じて間接的に結合関係が形成・維持・強化される（第1の1(1)ウ）。

共同出資会社の設立については、新規分野への事業拡大、技術開発、生産・販売活動の合理化といった競争促進的な側面があり得るものの、例えば共同生産会社の場合はコストの共通化により、価格競争の余地が減少したり、共同出資会社の運営に際して出資会社相互間の情報交換の場となる可能性も否定できず、特に出資会社が競争関係にある場合は競争に与える影響が大きい。

共同出資会社の出資会社相互間の競争に与える影響は、共同出資会社の活動内容によって大きく異なることから、出資会社間の具体的な契約の内容や結合の実態に応じた判断を行うこととなる。また、出資会社相互間に取引関係がある場合には、その取引の内容、事業全体に占める割合等も考慮する。

#### (2) 契約内容

ア 共同出資会社の設立に当たっては、出資会社間において基本契約が締結されること、当該基本契約の内容いかんでは、法第4章のみならず、法第3条（不当な取引制限）等の規定に違反することもあり得る。

例

産業用火薬の販売において我が国におけるシェアのほとんどを占めることとなる6社のうち3社が四国地方における硝安油剤爆薬の製造販売を行うことを目的として設立した共同出資会社について、その後、これを事実上6社で運営することを目的として協定を締結し、これを実施したことは、四国地方における硝安油剤爆薬の販売分野における競争を実質的に制限するものであり、法第3条（不当な取引制限）の規定に違反すると認定された（昭和50年度）。

イ 共同出資会社の形態、目的としては、生産部門を統合する場合（共同生産会社）、販売部門を統合する場合（共同販売会社）、購入部門を統合する場合（共同購入会社）、新市場への事業拡大を目的とする場合、国内の会社が外国会社との提携を目的とする場合等があり、それぞれの類型に応じて、競争への影響をみることとなる。このうち、特に販売面での統合を行う場合は、市場における競争に及ぼ

す影響が大きい。

例 1

生コンクリートの製造業を営む 4 社が、共同出資会社を設立して生コンクリートの製造委託を行おうとする場合において、従来 4 社 4 工場で生コンクリートの製造、販売をそれぞれ独自に行っていたものを当事会社 4 社による共同生産会社 1 社に集約することは、出資会社間の販売面での競争を実質的に制限することとなるおそれがあるとされた（平成 7 年度）。

例 2

L-L D P E の製造・販売を行っている 2 社が、コスト削減等を目的として、共同出資により、L-L D P E の特定の製法による生産会社を新たに設立しようとする場合において、販売面で両社の協調関係が醸成されるおそれがあるとされた（平成 8 年度）。

(3) 出資会社の業務と共同出資会社の業務との関係

出資会社と共同出資会社の業務の関連性により、競争に影響を及ぼす程度が異なってくる。例えば、出資会社が行っていた特定の事業部門の全部を統合することにより、出資会社の業務と分離させる場合には、出資会社と共同出資会社相互間の業務の関連性は薄いと考えられる。他方、商品又は役務の機能及び効用が同様である事業部門の一部を統合することにより、出資会社と共同出資会社が同一の市場に存在することとなる場合には、共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じる可能性がある。

例

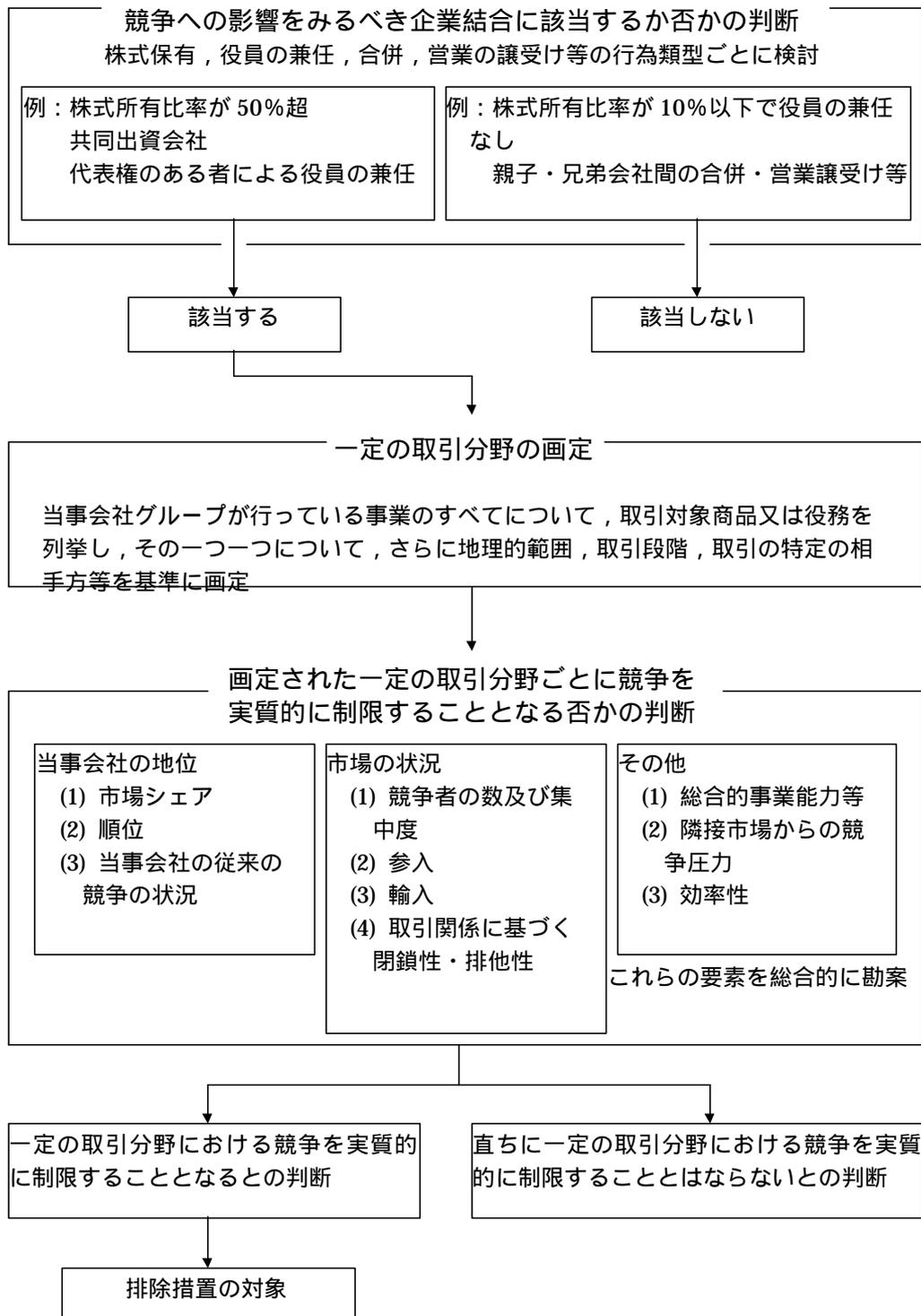
ポリプロピレン樹脂製造販売事業を営む 2 社が、国際競争力の強化等を目的として共同出資会社を設立し、両社の行っている同事業の全部を統合しようとする場合において、出資会社は、それぞれ他社とポリプロピレン樹脂の共同生産の事業提携を行っていることから、生産面及び販売面で両社の協調関係が醸成されるおそれがあるとされた（平成 7 年度）。

第 4 事前相談について

具体的な企業結合の計画について、事業者から独占禁止法上の問題の有無について照会がある場合は、公正取引委員会は、本考え方に基づき回答することとする。

この事前相談の内容及び回答については、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その概要を公表するものとする。

参考 企業結合の審査フローチャート



## 株式保有，合併等における「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」の考え方（原案）の概要

### 1 趣旨

独占禁止法の規定に基づき，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる株式保有，合併等が禁止されている（法第 10 条，第 13 条～第 16 条）。公正取引委員会は，これら規定の運用の透明性を確保し，違反の未然防止を図るため，どのような株式保有，合併等が禁止されるかの考え方をあらかじめ明らかにすることとしている。

なお，この考え方を示すに当たり，できるだけ具体例を挙げることとし，また，独占禁止法上問題とならないものの摘示にも努めている。

### 2 結合関係のとりえ方

複数の企業が株式保有，合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（以下「結合関係」という。）が形成・維持・強化されるか否かを，各行為類型ごとに判断する。

#### (1) 結合関係が形成・維持・強化される場合の例

- ア 株式所有比率が 50% を超える場合
- イ 共同出資会社の場合

#### (2) 原則として結合関係が形成・維持・強化されることはない場合の例

- ア 株式所有比率が 10% 以下で，役員の兼任がない場合
- イ 親子・兄弟会社間の合併・営業譲受け等の場合

### 3 「一定の取引分野」の画定の考え方

2 において結合関係が形成・維持・強化されるものと判断されたすべての会社（以下「当事会社グループ」という。）の事業活動の及ぶ市場を，商品又は役務，取引の地域（地理的範囲），取引段階，特定の取引の相手方等の観点から画定する。

### 4 競争を実質的に制限することとなる場合の考え方

3 において画定されたそれぞれの「一定の取引分野」ごとに，当事会社の地位（市場シェア，順位，当事会社間の従来競争の状況等），市場の状況（競争者の数及び集中度，参入，輸入，取引関係に基づく閉鎖性・排他性等），総合的事業能力，隣接市場からの競争圧力，効率性等を総合的に勘案して，当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する。

競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない場合の例

- (1) 輸入を含め参入が容易であり，寡占的でない一定の取引分野において，当事会社グループの市場シェアが 25% 以下であり，かつ，順位が第 2 位以下である場合
- (2) 当該企業結合によって，当事会社グループの地位や競争者の数に変動がなく，市場の閉鎖性・排他性，総合的事業能力等の問題も生じない場合

### 5 事前相談

具体的な企業結合の計画について，事業者から独占禁止法上の問題の有無について相談があった場合には，本考え方に基づき回答することとする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課 (電話) 03 - 3581 - 5471 (代表) 内線: 2561, 2562 03 - 3581 - 3719 (直通) インターネット・ホームページ: <a href="http://www.jftc.admix.go.jp">http://www.jftc.admix.go.jp</a>
---

